

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三中「（第四条の二に規定する職にある職員（以下「指定職職員」という。）にあつては、百分の十）」を削る。

第十七条の四第一項中「指定職職員」を「第四条の二に規定する職にある職員（以下「指定職職員」という。）」に改める。

附則第六項中「百分の〇・三」を「百分の〇・五八」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第十一条の三及び附則第六項の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。